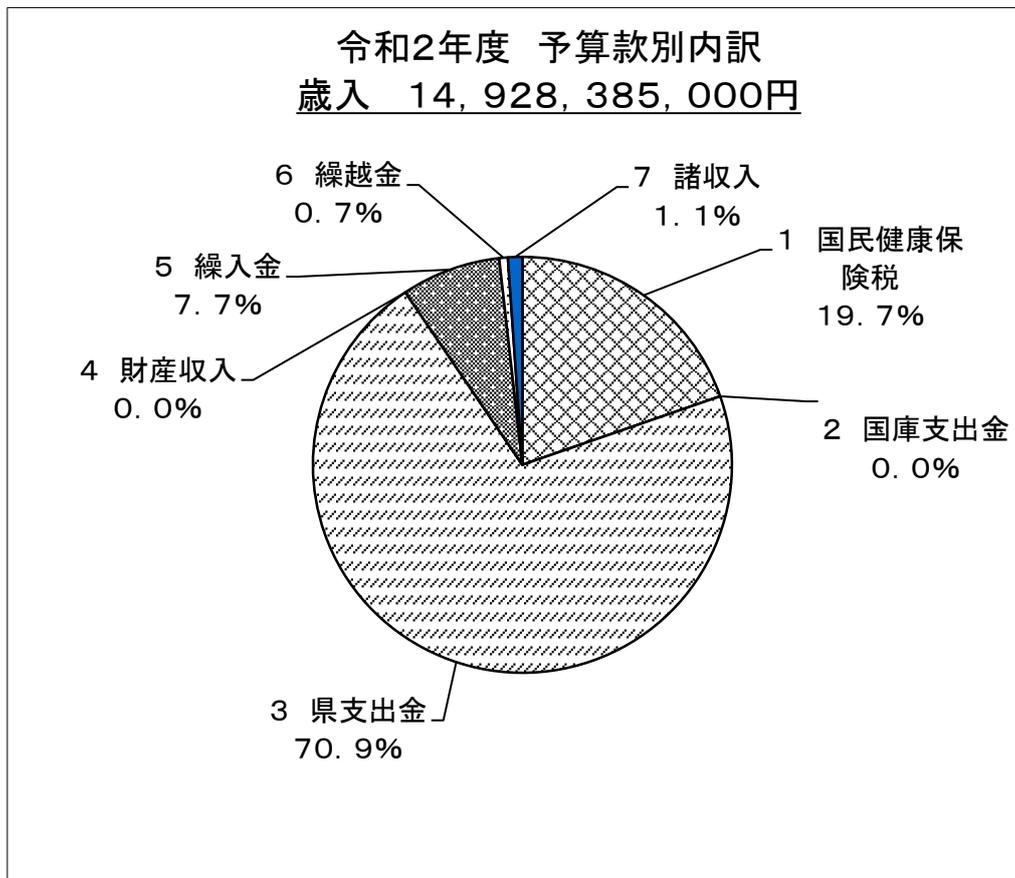


第1回国保運営協議会	資料2
------------	-----

深谷市国民健康保険の 事業状況等について



第1 令和2年度深谷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算



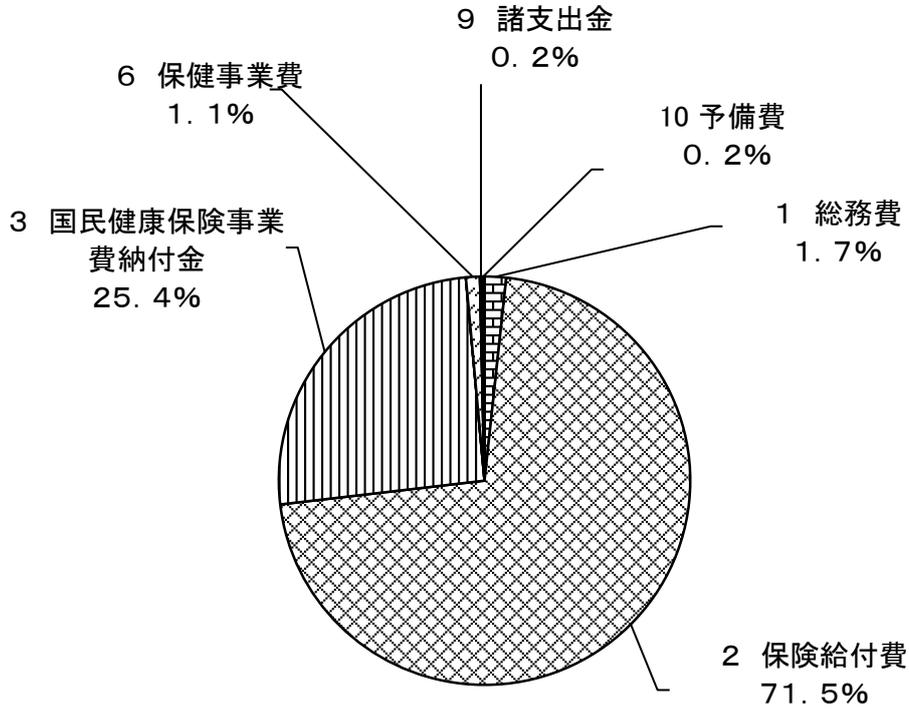
歳入

(単位 : 円 、 %)

款	令和元年度		令和2年度		前年対比
	予算額	構成比	予算額	構成比	
1 国民健康保険税	3,043,072,000	20.0	2,963,868,000	19.7	97.4
2 国庫支出金	1,000	0.0	1,000	0.0	100.0
3 県支出金	10,838,173,000	71.1	10,693,506,000	70.9	98.7
4 財産収入	41,000	0.0	33,000	0.0	80.5
5 繰入金	1,246,977,000	8.2	1,154,254,000	7.7	92.6
6 繰越金	100,000,000	0.7	100,000,000	0.7	100.0
7 諸収入	8,612,000	0.1	16,723,000	1.1	194.2
合計	15,236,876,000	100.0	14,928,385,000	100.0	98.0

○構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

令和2年度 予算款別内訳
歳出 14,928,386,000 円



歳出

(単位 : 円 、 %)

款	令和元年度		令和2年度		前年対比
	予算額	構成比	予算額	構成比	
1 総務費	240,682,000	1.6	252,201,000	1.7	104.8
2 保険給付費	10,798,056,000	70.9	10,666,642,000	71.5	98.8
3 国民健康保険事業費納付金	3,992,305,000	26.2	3,792,782,000	25.4	95.0
4 共同事業拠出金	6,000	0.0	5,000	0.0	83.3
5 財政安定化基金拠出金	1,000	0.0	1,000	0.0	—
6 保健事業費	155,569,000	1.0	163,915,000	1.1	105.4
7 基金積立金	42,000	0.0	34,000	0.0	81.0
8 公債費	1,000	0.0	1,000	0.0	—
9 諸支出金	20,215,000	0.1	22,805,000	0.2	112.8
10 予備費	30,000,000	0.2	30,000,000	0.2	—
合計	15,236,877,000	100.0	14,928,386,000	100.0	98.0

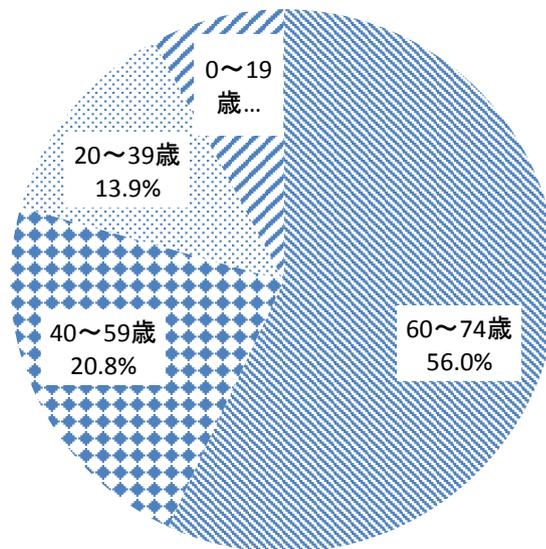
○構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

第2 被保険者数

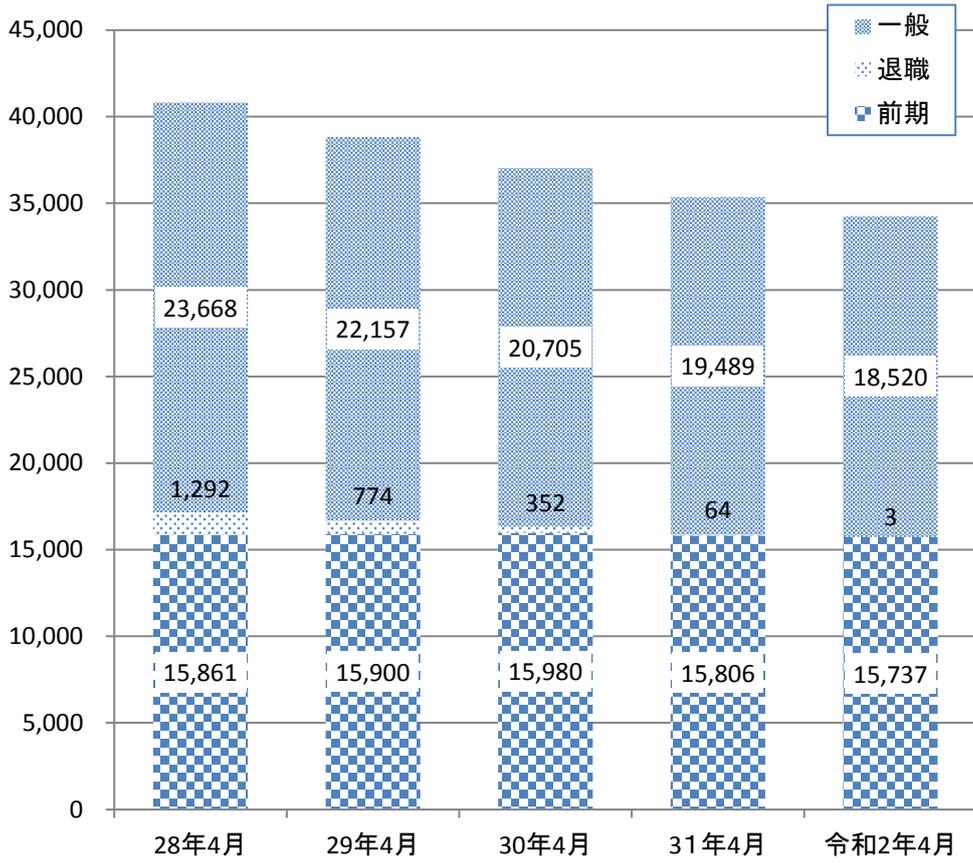
深谷市国民健康保険の加入状況

区分		年度	29年度末	30年度末	元年度末
総数	人口 ①		人 144,071	人 143,512	人 143,097
	世帯数 ②		世帯 59,001	世帯 59,633	世帯 60,407
	一世帯あたり 人数 ①/②		人 2.4	人 2.4	人 2.4
国民健康保険	被保険者数 ③		人 37,037	人 35,359	人 34,260
	世帯数 ④		世帯 21,759	世帯 21,104	世帯 21,069
	一世帯あたり 被保険者数 ③/④		人 1.7	人 1.7	人 1.6
	国保加入割合 ③/①		% 25.7	% 24.6	% 23.9

被保険者の構成(平成31年4月1日現在)



被保険者数の推移



第3 令和元年(平成31年)度 国民健康保険事業費納付金 及び 標準保険税率

国民健康保険事業費 納付金

納付金総額	4,001,479,385 円
内 訳	
医療分	2,529,598,284 円
後期高齢者支援金等分	957,322,508 円
介護納付金分	305,859,632 円

標準保険税率 (額)

	標準保険税率 (額)	深谷市国保税率 (額)
医療分		
所得割率	6.24%	6.30%
資産割率	36.17%	35.00%
均等割額	12,041 円	12,000 円
平等割額	15,817 円	17,000 円
後期高齢者支援金等分		
所得割率	2.97%	2.70%
均等割額	9,608 円	9,000 円
介護納付金分		
所得割率	1.86%	1.20%
均等割額	14,881 円	9,000 円

第4 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険制度における事業実施内容について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度国民健康保険制度において、次のとおり事業を実施しております。

■ 事業内容 および 実施時期

事業内容	実施時期	
新型コロナウイルス感染症による傷病手当金制度	令和2年6月25日～	※別紙1
新型コロナウイルス感染症による傷病見舞金制度		
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免	令和2年7月1日～令和3年3月31日	※別紙2

第5 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一体化について

令和2年7月31日まで、国民健康保険の被保険者が70歳になると、『保険証』のほかに『高齢受給者証』を交付し、70歳以上75歳未満のかたが医療機関を受診する際には『保険証』と『高齢受給者証』を一緒に提示する必要がありました。

8月1日から利便性の向上を図るため、『保険証』と『高齢受給者証』を一体化した『被保険者証兼高齢受給者証』の交付を開始しました。

これにより、70歳以上75歳未満のかたも『被保険者証兼高齢受給者証』の1枚で受診することができるようになりました。

